

## メディア芸術アーカイブ推進支援事業

### 1. 事業の目的

我が国の優れたメディア芸術作品や散逸、劣化などの危険性が高いメディア芸術作品の保存及びその活用・公開等を支援することにより、我が国のメディア芸術の振興に資することを目的とする。なお、本事業で対象とする「メディア芸術」とは、デジタル技術を用いて作られたアート（インタラクティブアート、インスタレーション、映像等）、アニメーション・特撮、マンガ及びゲームとする。

### 2. 補助の対象となる者

メディア芸術作品の制作・編集・保存・展示や当該分野の教育・研究等を行うことを主たる目的とする我が国の団体で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するとともに、当該分野において相当の実績を有し、かつ、本補助金で行った事業の成果を年度内に広く一般に公開する予定を有するもの

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体

ア. 定款に類する規約等を有し、次のイ～エについて明記されていること

イ. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

エ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること

### 3. 補助対象事業

我が国の優れたメディア芸術作品（マンガ単行本・雑誌、アニメーションフィルム・DVD、ゲームソフト、アーケードゲーム、メディアアート作品等）や関連資料（原稿、アニメーション原画・絵コンテ、アニメーション・ゲーム設定資料、参考文献、機材・設計図等の作品保全に必要なデータ等）の整理、保存、修復、デジタル化、メタデータ作成、調査研究等に係る事業」、又は「メディア芸術データベース」を利活用し、潜在的ニーズを具現化する事業

### 4. 補助対象経費

・賃金・役員費（人材派遣、資料整理、写真撮影、デジタルスキャン、翻訳、修復作業、調査）

・謝金（指導、助言、アルバイト）

### 5. 採択件数（令和2年度実績）

15件